

## 熊本市上下水道局工事現場立入点検実施要領

制定 平成27年 4月 1日上下水道事業管理者決裁

改正 令和 元 年1 2月 2 4日上下水道事業管理者決裁

令和 6 年 4月 1日計画調整課長決裁

熊本市上下水道局が発注する建設工事における工事現場による立入点検の実施については、熊本市工事現場立入点検実施要領（平成16年4月22日建設局長決裁）の規定を準用する。この場合において、同要領第1条中「熊本市」とあるのは「熊本市上下水道局」と、同要領第2条、第5条及び様式中「検査室長」とあるのは「技術監理室長又は工事検査主幹（その本務が総務局契約監理部技術管理課検査室長の職にあるもの）」と、同要領第3条中「検査室」とあるのは「技術監理室」と読み替えるものとする。

### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和 2 年1月6日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和 6 年4月1日から施行する。